船員行政手続のデジタル化に伴う船員法関係手数料令等の一部改正案について（報告事項）

令和8年10月

国土交通省海事局

船員法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正

国土交通省

背景

○ 船員行政手続のオンライン化に伴い、各種手続においてオンライン申請が可能となるほか、船員手帳に係る手続の事務フローが変更されることから、各種手続に係る手数料について、見直しを行う必要がある。

政令案の概要

○ 船員システムの導入による事務処理時間の短縮及びオンライン化に伴う経費の発生を踏まえ、実費を勘案して以下のとおり手数料を改定する。

電子申請は対面申請よりも低額

手続		現行（～令和9年3月）	改正後（令和9年4月～）	
		対面申請	対面申請	電子申請
船員手帳　※	交付、再交付又は書換え	1,950円	4,200円	3,950円
	訂正	430円		
衛生管理者	適任証書の再交付	2,250円	2,800円	2,100円
	試験の受験	5,400円	6,100円	5,600円
	認定	2,600円	3,200円	2,450円
救命艇手	適任証書の再交付	2,150円	2,800円	2,100円
	試験の受験	5,000円	5,600円	5,200円
	認定	2,500円	3,200円	2,450円
【指定市町村で手続を行う場合】			（指定市町村への納付額＋国土交通省への納付額）	
船員手帳　※	交付、再交付又は書換え	1,950円	4,200円 （450円＋3,750円）	3,950円 （200円＋3,750円）
	訂正	430円		

※船員手帳については、令和9年4月から偽造防止加工等を施した新様式を導入するため、単価が上昇。

船員法施行規則・船内における食料の支給を行う者に関する省令の改正

国土交通省

背景

○ 船員行政手続のオンライン化に伴い、オンライン申請が可能となることから、「航行報告の証明」並びに「船舶料理士資格証明書の交付及び再交付」に係る手数料について、見直しを行う必要がある。

概要

○ 船員システムの導入による事務処理時間の短縮及びオンライン化に伴う経費の発生を踏まえ、実費を勘案して以下のとおり手数料を改定する。

電子申請は対面申請よりも低額

【船員法施行規則】

手続	現行（～令和9年3月）	改正後（令和9年4月～）	
	対面申請	対面申請	電子申請
航行報告の証明	2,600円	3,050円	2,750円

※航行報告の証明は、航行報告を行った方法と同一の方法に限り申請することができる。
（窓口で行った航行報告については対面申請のみ、オンラインで行った航行報告については電子申請のみ。）

【船内における食料の支給を行う者に関する省令】

手続		現行（～令和9年3月）	改正後（令和9年4月～）	
		対面申請	対面申請	電子申請
船舶料理士資格証明書	交付	2,750円	3,150円	2,450円
	再交付	2,350円	2,800円	2,100円

スケジュール

○ パブコメ：令和8年11月下旬～12月下旬（予定）
○ 公布：令和8年1月下旬（予定）
○ 施行：令和9年4月1日